議案三九号

分以造林立木売買契約の締結について、

旭財産区と見との分収造林を売買するべついて左記のとおり売買契約

記

樹種及数量、 樹種 松及び雑木 「二九大ノ二番外一筆立水の所在地 東伯那三朝町大宮に鸭字余川谷、

雅木八八大四三本 二九二八五米奴量、松 八三、口九二本 一八七六七五米

契約の相手方 津山市二宮二六 克買価格 一金老千八百万円也

山源チップ工業株式会社

本晋平

昭和三十九年三月十九日提出

三朝町長

出

稚

0

昭和卅九年參月拾九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

÷.

分以造林立木克買契約書

津山市二宮二六山ホテップ工業株式会社代表取締役山本晋平を乙として次 克払人們取具東伯郡三朝町旭財産区管理者三朝町長坂出雅己を甲とし、 の条項により契約を締結する。 得取县東伯郡三朝町旭財産区と 县との分収造林立木を売買するにつて

第一条 克松物件及価格は次の通りとする。

東伯郡三朝町大字に鸭字余川合一、二九六八二番外一等

樹種 松及び雅木

雅水八八、六四三本 二、九二八立米量 松八三、口九二本 一一、七六七五米

志翼価格 一金·老千八百万円也

第二条 伐採搬出期限は前条売私代金完納の目から昭和四十三年十二月 三十一日までとする。

乙は契約締結後船和三十九年三月二十日までに代金を甲に支払

わなければならない。

之己は既納の売払代金の還付請求はできないものとする。 売払物件の折有権は第一条の売払代金完納と同時に乙以移転する

等五条 ばなりない。 乙は、売払物件の伐採搬出について終べて甲の指示に從わなけれ

第六条 は甲の査足による賠償金を支払わなければならない。 この契約の履行に関し契約物件以外に損傷を与えたときは、 Z

2 乙の代理人、使用人又は事業請負人若しくはそれぞれの家族の行為 いついても、すべて乙がその責を負うものとする。

で、伐採検査を受けなければならない。 売払物件の搬出を終ったときは己は選帯なくそのV目を甲に届出

と第二条に足める期限内に伐採搬出を終らない物件は第四条の足めに かわらず甲の折有に帰する。

乙がこの契约八達反した場合は、甲は契約の解除をすることかできる

之前項により契約を解除した場合において中又は乙のいづれかに損害 を及ぼす事項が発生した時は投議の上、それぞれその賠償の責を真う

第十条 この契約に明記されていないか又は疑義を生ずる事項につい きは、甲の定めるところによる。 は、すべて甲、乙投張の上、処理するものとし、投張の整わないと この契約の締結に伴う費用は、すべて乙の負担とする。

第十一条、この契約の締結については、前各条によるのほか三朝町財務規則

第十二条 この契約は三朝町議会の同意を得て効力を発する。

を前様する。 この契約の成立を一記するため、契約書、武通を作成し、一記名捺印の上、各意通

昭和三十八年十一月十八日

三朝町長 稚己

る。 山ホテンプ工業株式会社津山市二宮二六 代表取締役 本晋平